

RMIウェブサイト: (www.responsiblemineralsinitiative.org)
トレーニング、ガイダンス、報告テンプレート、責任ある鉱物保証プロセスプログラム適合製錬業者リスト



始めに

この紛争鉱物報告テンプレート（テンプレート）は、責任ある鉱物イニシアチブ（RMI）が作成した、無料の標準報告テンプレートです。このテンプレートは鉱物の原産国と、使用される製錬・精製業者に関しサプライチェーンを通して情報を収集することを円滑にし、法律のコンプライアンスを支援します*。このテンプレートは、責任ある鉱物保証プロセスの監査を受けることにつながる可能性のある、新たな製錬・精製業者の特定もサポートします**。

CMRTは、下流企業が（精製業者までの）サプライチェーンに関する情報を開示するために、こうした企業向けに考案されたものです。3TG精製業者または精製業者の場合は、RMAPプロトコルに従い精製業者リストタブに貴社名を記入することをお勧めします。

同書に記入する際、セルへの記入内容が「=」または「#」で始まることはできません。

*2010年に、コンゴ民主共和国(DRC)又は隣接国原産の「紛争鉱物」に関する条項が含まれる、ドッド・フランクウォール街改革及び消費者保護に関する法が可決されました。これを受けて、米国証券取引委員会(SEC)は、米国の株式公開企業を対象とした、紛争鉱物調達先に関する開示規則を発行しました。
(<http://www.sec.gov/rules/final/2012/34-67716.pdf>の規則を参照してください) この規則は、サプライヤーに方針、デュー・デリジェンスの枠組み及び管理システムの構築に関して指導する「OECD紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス(OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas)」(<http://www.oecd.org/dataoecd/62/30/46740847.pdf>)を参照しています。
2017年に、紛争地域及び高リスク地域を原産とする錫、タンタル、タングステン、それらの鉱石、および金のEU輸入者のサプライチェーンデュー・デリジェンスの義務に関する欧州議会及び欧州理事会規則(EU) 2017/821が2017年5月17日付けで可決されました。(規則については<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2017:130:FULL&from=EN>を参照してください)
** 責任ある鉱物イニシアチブ (www.responsiblemineralsinitiative.org) の情報を参照してください。

会社情報の記入(8~22行)に関する解説。回答は英語(半角)で入力してください。

注: (*)のある欄は回答必須項目です。

1. 貴社の正式名称を記入してください。省略形は使わないでください。このフィールドでは、他の社名やDBAなどを追加することができます。
2. 貴社の申告範囲を選択してください。範囲の選択肢は以下のとおりです:

- A. Company-wide (全社)
- B. Product (or List of Products) (製品 (又は製品リスト))
- C. User-Defined (ユーザー定義)

「全社」の場合、申告には親会社が製造する製品又は製品素材全体が含まれます。ユーザーが企業レベルでの3TGデータを報告している場合は、このユーザーが製造する全製品に関する3TGデータを報告することになります。

申告範囲に「製品 (又は製品リスト)」を選択すると、製品リストのワークシートへのリンクが表示されます。この範囲を選択した場合は、本申告範囲に当てはまる製品のメーカー品目番号を製品リストシートB列に記入してください。製品リストシートC列へのメーカー品目説明の記入は任意です。

申告範囲に「ユーザー定義」を選択した場合、ユーザーは3TGの開示が適用される範囲を記入する必要があります。ユーザー定義クラスでは、ユーザーは紛争金属の開示が適用される範囲を説明することが可能です。このクラスの範囲は、サプライヤーおよび調査の依頼主により合意された通り、テキストフィールドで定義されるべきです。本開示は、企業の特定の部門又は製品の種類に適用される場合があります。製品の種類とは、業界で認められる一般用語 (例: コンデンサ) により説明できる製品群を意味します。このクラスを使用する場合、ユーザーは指定されたユーザー定義クラスの製品中に使用される3TGそれぞれに対する質問表に対する回答を提供するべきです。

この欄は必須です。

3. 貴社固有の識別番号又はコードを記入してください (DUNSナンバー、VATナンバー、顧客固有番号等)。

4. 固有の識別番号又はコードの発行元を記入してください (「DUNS」「VAT」「顧客」等)。

5. 貴社の住所を省略せずに記入してください (番地、市、州/都道府県、国、郵便番号)。この欄は任意です。

6. このテンプレートの回答データの内容に関して連絡先となる担当者の名前を記入してください。この欄は必須です。

7. 連絡先の電子メール・アドレスを記入してください。電子メールが利用不可能な場合、「利用不可」又はn/aとしてください。空欄のままにするとフォームの実行時にエラーが発生する可能性があるため記入してください。この欄は必須です。

8. 連絡先電話番号を記入してください。この欄は必須です。

9. 申告内容の回答責任者の名前を記入してください。連絡先と異なる人でもかまいません。「同上」又は同様の表記は避けてください。この欄は必須です。

10. 回答責任者の役職を記入してください。この欄は任意です。

11. 回答責任者の電子メール・アドレスを記入してください。電子メールが不可能な場合、「利用不可」又はn/aとしてください。空欄のままにするとフォームの実行時にエラーが発生する可能性があるため記入してください。この欄は必須です。

12. 回答責任者の電話番号を記入してください。この欄は任意です。

13. このテンプレートの作成日をDD-MMM-YYYY (例: 01-JAN-2012) の形式で記入してください。この欄は必須です。

14. 例えば、ファイル名を「会社名-日付.xls」として保存します (日付はYYYY-MM-DDで記述)。

8つのデュー・デリジェンスに関する質問(24~71行)に対する解説。

回答は英語(半角)で入力してください。

これらの8つの質問は各金属に関する使用法、原産地、調達先を明確にするものです。質問は、法規制の適用性を判定できるように貴社の製品中への3TGの使用に関する情報を収集するために作られています。これらの質問への回答は、企業情報に関するセクションで選択した「申告範囲」が対象となります。このセクションでの質問への回答は、3TGに関する報告の適用性や完全性を判定するために使用できます。

8つの各質問には、各金属それぞれについてドロップダウンメニューから回答を選択してください。このセクションでの質問では、3TG全てについて記入する必要があります。ある金属に関する質問1と2への回答が「はい」の場合は、その金属についてそれ以降の質問にも記入し、貴社のデュー・デリジェンスプログラム全体に関する下記のデュー・デリジェンス関連の質問(A~H)にも回答する必要があります。

1. これは2つある質問の1つ目の質問であり、3TGが紛争鉱物報告要件の範囲内に当てはまるか否かを判定するために使用されます。この質問は、3TGが製品の「機能性又は生産にとって必要」か否かを判定する方法に関する最終規則においてSECが提供したガイダンスに基づくものです。SECガイダンスでは、その3TGが一般に予想される製品の機能、使用又は目的に必要ではない場合には、製品のサプライチェーン内に存在する企業は3TGをその製品又は製品の部品に意図的に付加しないという前提を、その根拠においています。同様に、このガイダンスでは、3TGがその製品の生産プロセスに意図的に含まれていない限り、製品の生産に必要ではないことを前提にしています。この質問に回答することにより、鋼中のスズといった微量の汚染物質や自然発生的な副産物は排除することができます。この質問には、3TGそれぞれについて回答する必要があります。 この質問では、貴社が製造する又は委託製造する製品（原材料および部品を含む）の原材料、部品、又は添加物に紛争鉱物が使用されているのか否かをお伺いします。原材料、部品、添加物、研磨剤および切削工具からの不純物は本調査の範囲外です。 この質問には、3TGそれぞれについて回答する必要があります。この質問には、「Yes（はい）」又は「No（いいえ）」で回答してください。この質問への回答は必須です。
「No（いいえ）」という回答に対して、コメント欄に具体的な内容の記入を要求する企業もあります。
2. この質問は、質問1の回答が「Yes（はい）」である場合には3TGそれぞれについて回答するものとしします。これは2つある質問の2番目の質問で、3TGが製品の「機能性又は生産にとって必要」か否かを判定する方法に関するSECの最終規則で規定されている紛争鉱物報告要件の範囲内に3TGが当てはまるか否かを判定するためにこの質問の回答は使用されます。この質問は、質問1の質問や回答と関連付けられています。この質問は、3TGがある程度完成品に残留している場合、3TGが意図的に製品の製造過程で追加又は使用されているのかを特定するためのものです。これには、完成品の一部として使用する意図がなく、製品の機能性にとって必要性が低いものの、製造過程の残留物として存在している3TGも含まれます。多くの場合、メーカーは製造過程中に3TGの削除又は消耗を促進しようと努めますが、ある程度の3TGが残留します。3TGが製造過程に加えられた又は含まれたが、その製造過程の完了時に3TGが残留しないように完全に除去された場合、この質問の回答は「No（いいえ）」となります。 この質問には、3TGそれぞれについて回答する必要があります。「Yes（はい）」又は「No（いいえ）」で必ず回答してください。この質問への回答は必須です。
3. これは、1つ又は複数の製品に含まれている3TGの一部がコンゴ民主共和国又は隣接国（対象国）から調達されていることの申告です。サプライチェーンのいずれかの製錬所がこのような対象国から調達している場合、この製錬所がRMI適合の製錬所および精製業者リストに記載されていても、この質問に対する回答は「Yes（はい）」となります。詳細については、RMIの紛争鉱物に関するデュー・ディリジェンス・ガイダンスを参照してください。 http://www.responsiblemineralsinitiative.org/training-and-resources/publications-and-guidance/ この質問には、「Yes（はい）」「No（いいえ）」又は「Unknown（不明）」で回答してください。「Yes（はい）」と回答した場合は、コメント欄に具体的に記入してください。 この質問は、質問1と2の回答が「Yes（はい）」の金属については必須となります。
4. これは、1つ又は複数の製品に含まれている3TGの一部が紛争地域及び高リスク地域（CAHRA）から調達されていることの申告です。 サプライチェーンのいずれかの製錬所がCAHRAから調達している場合、この製錬所がRMI適合の製錬所および精製業者リストに記載されていても、この質問に対する回答は「Yes（はい）」となります。詳細については、RMIの紛争鉱物に関するデュー・ディリジェンス・ガイダンスを参照してください。 http://www.responsiblemineralsinitiative.org/training-and-resources/publications-and-guidance/ この質問には、「Yes（はい）」「No（いいえ）」又は「Unknown（不明）」で回答してください。「Yes（はい）」と回答した場合は、コメント欄に具体的に記入してください。この質問は、質問1と2の回答が「Yes（はい）」の金属については必須となります。
5. これは、製品の機能性に必要であるためにその製品中に含まれる3TGが、再生利用品又はスクラップ起源から調達されているかどうかを示す申告です。 「Yes（はい）」「No（いいえ）」又は「Unknown（不明）」で回答してください。この質問は、質問1と2の回答が「Yes（はい）」の金属については必須となります。 「Yes（はい）」とは、紛争金属の全てを再生利用品又はスクラップ起源から調達していることを意味します。「No（いいえ）」とは、3TGの一部は再生利用品又はスクラップ起源から調達していないことを意味します。「Unknown（不明）」とは、3TGの全てが再生利用品又はスクラップ起源から調達されているかどうかをユーザーが把握していないことを意味します。
6. これは、企業が、この申告範囲内の製品に含まれる3TGを供給すると合理的に考えられる全ての直接サプライヤーから、紛争鉱物開示情報を受け取ったかどうかを判定する申告です。回答は、以下の中から選択してください。 - 100% - 90%超 - 75%超 - 50%超 - 50%以下 - なし この質問は、質問1と2の回答が「Yes（はい）」の金属については必須となります。
7. この質問は、サプライヤーがこの申告の対象となる3TGを供給する製錬業者を全て特定したと考えられる理由があるかどうかを検証します。この質問への回答は、「Yes（はい）」又は「No（いいえ）」で、コメントを伴う場合もあります（例：製錬業者のリスト）。この質問は、質問1と2の回答が「Yes（はい）」の金属については必須となります。
8. この質問は、この申告の対象となる製品に含まれるあらゆる3TGを供給していると特定された全ての製錬業者が、この申告で報告されていることを検証します。この質問の回答は、「Yes（はい）」、「No（いいえ）」又は「Unknown（不明）」です（例：製錬業者のリスト）。この質問は、質問1と2の回答が「Yes（はい）」の金属については必須となります。 回答を補足する必要がある場合は、備考欄に記入してください。
質問A～Hの記入方法について（行75～89）。質問1と2の回答が「Yes（はい）」の金属については、AからHまでの質問は必須となります。 英語のみで回答してください。

「OECD紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス」では、「デュー・デリジェンス」を「企業が人権を尊重し、紛争に寄与しないことを確保とする、継続的、自主的、かつ状況に応じたプロセス」と定義しています。デュー・デリジェンスは御社のコンフリクトフリーの調達戦略全体の一部として不可欠なものであるはずで、次の質問A～Hはコンフリクトフリーの鉱物調達に関する御社のデュー・デリジェンス活動を分析評価するために設計されています。これらの質問に対する回答は、御社全体の取組みを対象としており、企業情報に関するセクションで選定した「申告範囲」に限定するものではありません。
A. これは、会社が責任ある鉱物の調達方針を持っているかどうかを明らかにする申告です。「Yes（はい）」又は「No（いいえ）」で回答してください。コメントは、質問コメントフィールドに記入してください。 この質問への回答は必須です。
B. これは、会社のウェブサイト上で責任ある鉱物調達方針が入手可能かどうかを明らかにする申告です。「Yes（はい）」又は「No（いいえ）」で回答してください。「Yes（はい）」の場合は、ユーザーは、質問コメントフィールドにURLを記入してください。 この質問への回答は必須です。
C. これは、会社が自社の直接サプライヤーに対し、認証されたコンフリクトフリー製錬業者から3TGを調達することを要求するかどうかを判定するための申告です。「Yes（はい）」又は「No（いいえ）」で回答してください。コメントは、質問コメントフィールドに記入してください。 この質問への回答は必須です。
D. 貴社が責任ある鉱物調達に関するデュー・デリジェンス対策を実施しているかどうかを明らかにするために、「Yes（はい）」又は「No（いいえ）」で回答してください。この申告は、会社のデュー・デリジェンス対策の詳細を提供することを意図したものではなく、会社がデュー・デリジェンス対策を実施していることを明らかにするためのものです。許容できるデュー・デリジェンス対策に関する諸事項は、要請者とサプライヤーによって決定されるものとします。 デュー・デリジェンス対策の例として、責任ある鉱物サプライチェーンを利用するよう、サプライヤーに対して御社の要望を伝え、契約にこれを盛り込むこと（可能な場合）、サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価、特定されたリスクに対応するための戦略の立案と実施、直接サプライヤーの責任ある鉱物調達ポリシーの順守状況を確認することなどがあります。これらのデュー・デリジェンス対策の例は、国際的に認められたOECDガイダンスに定めるガイドラインに沿ったものです。 この質問への回答は必須です。
E. これは、会社がサプライヤーに対して紛争鉱物申告を記入するよう要求するかどうかを明らかにするための質問です。容認できる回答が以下に列挙されています。場合によっては、情報の収集に使用されるフォーマットを提供するための説明がさらに必要になることもあります。回答が「Yes（はい）」の場合、他のフォーマットを使用して、ユーザーは質問コメントフィールドにコメントを入力する必要があります。回答は、以下の中から選択してください。 - はい、IPC-1755 [CMRTなど]に準拠する - はい、他のフォーマットを使用する（記述する） - いいえ この質問への回答は必須です。
F. 「Yes（はい）」又は「No（いいえ）」で回答してください。コメント欄では、アプローチに関する追加の情報を記入することができます。例： 「第三者監査」 - 独立した第三者機関が実施するサプライヤーのオンサイト監査。 「書類審査のみ」 - 独立した第三者機関又は社内担当者がサプライヤーから提出された記録・書類を審査する。 「内部監査」 - 社内担当者が実施するサプライヤーのオンサイト監査。 この質問への回答は必須です。
G. これは、会社の審査プロセスには正措置管理が含まれているかどうかを明らかにするための質問です。「Yes（はい）」又は「No（いいえ）」で回答してください。コメントは、質問コメントフィールドに記入してください。 この質問への回答は必須です。
H. これは、会社がSEC規則、EU規則、またはその両方の対象となるかどうかを明らかにするための質問です。「Yes, with the SEC（はい、SEC規則の対象である）」、「Yes, with the EU（はい、EU規則の対象である）」、「Yes, with the EU（はい、SEC規則とEU規則の対象である）」又は「No（いいえ）」で回答してください。コメントは、質問コメントフィールドに記入してください。この質問への回答は必須です。SEC規制の詳細情報については、www.sec.govをご覧ください。EU規則の詳細情報については、https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R0821&from=ENをご覧ください。
Smelter List（製錬業者リスト）シートの記入に関する解説 回答は英語（半角）で入力してください。 注：(*)のある欄は必須項目です。
このテンプレートは、Smelter Look-up（製錬所検索）を使用して製錬所を識別することができます。Smelter Look-Up機能を利用するには、左から右へ順にB列とC列を記入する必要があります。 金属/製錬所/国の組み合わせごとに別々の行を使用します。
1. 製錬業者識別番号の入力列 - 製錬業者識別番号が分かる場合は、その番号をA列に入力してください（B列、C列、E列、F列、G列、I列、およびJ列は自動入力されます）。A列は自動入力されません。
2. 金属(*) - ドロップダウンメニューを使用して、製錬業者情報を入力する該当金属を選択してください。この欄は必須です。
3. Smelter Look-up（製錬所検索）(*) - ドロップダウンから選択します。ここに、テンプレート発行日時点の既知の製錬業者名が列記されています。製錬業者がここにはない場合、「Smelter not listed（製錬業者が表に含まれていない）」を選択してください。これを選択すると、製錬業者名をD列に記入できるようになります。製錬業者の名前や所在地が分からない場合は、「Smelter not yet identified（製錬業者を特定していない）」を選択してください。これを選択すると、D列とE列には「Unknown（不明）」と自動入力されます。この欄は必須です。
4. 製錬業者名(1) - C列で「Smelter not listed（製錬業者が表に含まれていない）」を選択した場合、製錬業者名を記入してください。C列で製錬業者名を選択した場合には、この欄は自動入力されます。この欄は必須です。
5. 製錬業者所在地: 国(*) - C列で製錬業者名を選択した場合には、この欄は自動入力されます。C列で「Smelter Not Listed（製錬業者が表に含まれていない）」を選択した場合、ドロップダウンメニューの中から、製錬業者の所在する国を選択してください。この欄は必須です。

6. 製錬業者識別番号 — これは確立された製錬・精製業者の識別システムに従い、製錬・精製業者に割り当てられた固有の識別番号です。一つの精錬・精製業者を表記するために、複数の名前や別名が使用されることが予想されるため、複数の名前や別名を単一の「製錬業者識別番号」に結びつけることができます。
7. 製錬業者識別番号の発行元 — これはF列に入力された製錬業者識別番号の発行元です。ドロップダウンボックスを使ってC列に製錬業者名を選択すると、この欄は自動入力されます。
8. 製錬業者所在地：番地 — 製錬所の所在する番地を記入してください。この欄は任意記入欄です。
9. 製錬業者所在地：市 — 製錬所の所在する市を記入してください。この欄は任意記入欄です。
10. 製錬業者所在地：州／県／省（該当する場合のみ回答） — 製錬所の所在する州又は県を記入してください。この欄は任意記入欄です。
11. 製錬業者連絡先担当者名 — 紛争鉱物報告テンプレート(CMRT)は、OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物のサプライチェーンに関するデュー・ディリジェンスガイダンスおよび紛争鉱物に関する米証券取引委員会の最終規則のコンプライアンスを目的に、調査企業のサプライチェーンを構成する企業の間を流通します。個人情報保護法のある国で使用される可能性がある場合は、関連法規に抵触する可能性がありますので「製錬業者連絡先担当者名」及び「製錬業者連絡先電子メール」の記載については、これらの情報を上記の企業間で共有することについて担当者の同意を得るなどの対応を行うことを推奨します。 この情報を共有する許可を得た場合、貴社が連絡をとっている製錬業者担当者名を記入してください。
12. 製錬業者連絡先電子メール — 上記製錬施設連絡先担当者のメールアドレスを記入してください。 例：John.Smith@SmelterXXX.com この欄を記入する前に、「製錬業者連絡先担当者名」の説明を確認してください。
13. 鉱山名—この欄で企業は、精製業者が使用している実際の鉱山を記載できます。判明している場合は実際の鉱山名を記入してください。精製業者が原料の100%を再生利用品またはスクラップ起源から調達している場合は、鉱山名の代わりに「Recycled（再生利用品）」または「Scrap（スクラップ）」と記入し、P列に「Yes（はい）」と回答してください。 この質問では「RCOI confirmed as per RMI（RMIにより確認されたRCOI）」と回答することもできます。
14. 鉱山の場所（国名）—自由形式のテキスト欄で、企業は精製業者が使用している鉱山の場所を記載できます。鉱山が所在する国名を記入してください。原産国が不明の場合は「Unknown（不明）」とお答えください。精製業者が原料の100%をリサイクル業者またはスクラップサプライヤーから調達している場合は、原産国の代わりに「Recycled（リサイクル業者）」または「Scrap（スクラップサプライヤー）」と記入してください。この欄は任意です。 この質問では「RCOI confirmed as per RMI（RMIにより確認されたRCOI）」と回答することもできます。
15. 製錬所がリサイクル原料又はスクラップ原料からの製錬プロセスの投入量を単独で取得するかどうかを示します。この質問はオプションです。回答は、以下の中から選択してください。 - はい - いいえ - わからない
16. 備考 — 製錬業者に関するコメントがあれば備考欄に記述してください。例：製錬業者はYYY社に買収されている
利用規約
RBAは、リスト又はツールに関し、いかなる表明も保証も行いません。リスト及びツールは「現状有姿のまま」かつ「提供可能な限度」で提供されています。RBAは、市販性、権利不侵害、品質、タイトル、特定目的との適合、完全性、正確性を含めて（ただし必ずしもこれらに限定されない）、明示的であれ黙示的であれ、もしくはその他の方法であれ、取引もしくは慣習から生じるものであれ、いかなる性質のものであろうと、一切の保証を行わないものとします。
適用される法律において許諾されている最大限の範囲内で、RBAは、不法行為、契約、規則、もしくはその他の状況下で生じたものであるかどうかにかかわらず、損害が生じる可能性について報告を受けていたとしても、リスト又はツールを利用したこと起因する特別損害、付帯損害、懲罰的損害、直接損害、間接損害もしくは偶発的損害、又は収益や利益の損失に関し、何らの責任も負いません。
リストやツールへのアクセス及びその利用を考慮して、ユーザーはここに、(a) RBAならびにその役員、理事、代理人、被雇用者、任意行為者、代表者、契約者、継承者、譲受人に対し、リストやツールによる、もしくはそれらを利用したことによる、又はそこから生じたり、生じた可能性がある、あるいはユーザーがRBAならびにその役員、理事、代理人、被雇用者、任意行為者、代表者、契約者、継承者、譲受人に対してそのように主張する、いかなる請求、訴訟、損失、賠償、損害、判決、押収、強制執行についても一切の責任を問わず、(b) RBAならびにその役員、理事、代理人、被雇用者、任意行為者、代表者、契約者、継承者、譲受人に対し、ユーザーがリスト又はツールを利用したことによる、いかなる請求、訴訟、損失、賠償、損害、判決、押収、強制執行に関しても免責の保証を与え、擁護し、責任を免除することに同意するものとします。
これらの利用規約の規定条項に、無効とすべき部分、もしくは適用される法律の下で執行不可能な部分が存在する場合、当該箇所は、当該規定条項のそれ以外の部分、もしくは本利用規約のそれ以外の規定条項にいかなる影響も与えることなく、そのような無効性や実行不可能性の範囲においてのみ無効とみなされるものとします。
© 2020 Responsible Minerals Initiative. All rights reserved.
Return to declaration tab
Revision 6.01 May 19, 2020